

2012 年度卒業研究
アイヌ文化にみる現代日本人種概念
— アイヌ差別の歴史をたどって —

藤女子大学文学部
文化総合学科 0915068 番
氏名 田中 奈穂子
担当教員 野手 修先生

アイヌ差別にみる現代日本人の種概念 <目次>

序章・・・1項～2項

第1章 アイヌ民族が形成されるまで

- 1-1 アイヌの歴史・・・2項～4項
- 1-2 アイヌ文化の継承・・・4項～6項
- 1-3 アイヌ文化の今・・・6項～7項

第2章 現代日本人の種概念・差別概念について

- 2-1 差別の日常・・・7項～8項
- 2-2 差別とは何か・・・9項～10項
- 2-3 差別する側、差別を受ける側、そして普通の人・・・10項～11項
- 2-4 日本人の種概念が構築された起源は何か・・・11項～12項
- 2-5 「日本人」という概念について・・・13項～15項

第3章

- 3-1 「アイヌ差別」・・・15項～21項
- 3-2 アイヌ差別と人種概念の関連性・・・22項
- 3-3 「アイヌ差別」をどのような歴史的脈絡で捉えるか・・・22項

第4章

- 4-1 アイヌ文化のこれから・・・22項～25項
- 4-2 アイヌ問題の現状と未来・・・25項

おわりに・・・26項～27項

序章

北海道には、先住民族である“アイヌ”と呼ばれる人々が暮らしている。“アイヌ”といふのは、アイヌ語で「人間」という意味で、男性の敬称にも使われている。もう少し詳しく言うと、①神様というグループに対する総称としての人間、②男性の敬称、③妻が自分の夫を話題にするときの呼称、④子供に対して「お前の父ちゃん」と言うときの呼称、⑤平凡な人間一般（男女とも含む）の大きく5通りに使われてきた。（藤村 1985） “アイヌ”というのは、アイヌの人々にとっては、少し誇らしい気分の入ったいい言葉であった。しかし、この美称であるアイヌという言葉が、長い差別の歴史の中でアイヌ自身の間で敬遠されるようになり、さらに和人の中では差別用語にもなってしまった。

日本がアイヌ民族を先住民族として公式に認めたのは、2008年、6月のことであった。しかし、アイヌ民族の権利について実質的な言及は避けられている。アイヌ民族が今なお無権利状態で放置されているのはなぜか、二風谷ダム判決によってアイヌの文化享有権が認められたにもかかわらず、いまだアイヌ民族の権利をめぐる問題は数多く起こっている。

アイヌ民族は、約130年前、自らのすむ大地—アイヌモシリを何の断りもなく「北海道」として日本政府に併合されて以来、過酷な同化＝民族性の抹殺政策にさらされてきた。全ての土地を奪われ、本来の生活手段である狩猟・漁労は密猟・漁として罰せられるようになった。農耕に従事するものにのみ和人開拓移民の数分の一の土地が与えられたが、開墾できなければ没収され、開墾できたとしても「管理能力がない」として土地を自由に売買することも禁じられた。アイヌ語をしゃべることをはじめ、耳輪や刺青、その他さまざまな伝統的な習慣や重要な儀式が「野蛮」であるとして禁止され、日本風の名前を付けられ、日本人化することを強いられた。しかしその一方で、いかに生活習俗が日本化しても劣等民族であるとして差別され続け、自らアイヌであることを名乗ることが極めて困難な状況が続いてきたのである。自らの文化を否定され日本人になることを強制されつつも、どこまでいってもアイヌとして差別され続ける。このような悲惨な状況の中、確かに多くの文化が失われ、日常の生活でアイヌであると名乗る人はほとんどいなくなってしまった。

しかし、自らの受け継いできた文化を守り、あるいは、いったんは失われた文化を復活させ、自らアイヌ民族として誇りを持って立ち上がり、生きていこうとしている多くの人々が現に存在し、活動しているのである。

アイヌの人々はこれまで、先住民族として和人とともにこの北海道の地で生活してきた。

アイヌの人々が先住民族であるにも関わらず、和人から差別を受けてきたのはなぜか。また、その差別は何をされたか。具体的にはどのようなものかというと、アイヌの人々は人間として見られていなかつたということなど。さらに、アイヌの人々は、なぜ差別を受けなければならなかつたのか。

アイヌ差別といふものは、和人がアイヌの人々を排除するということが大きな前提になっている。それが様々なアイヌ差別の引き金になっているのだ。1つの団体に属せなかつたものを排除するという概念はいつから始つたのか。そこからつながるアイヌ差別についてと、日本人の人種概念はどのように構築されたかを考察していくこととする。

本論文では、アイヌ差別といふものはどのような実態であったのかということを、我々日本人の差別概念をもとに考察していく。第1章では、アイヌの文化や歴史はどのように今まで伝統として伝えられ、アイヌ民族が形成されたかを述べる。第2章では現代日本人の人種概念と、差別の関連性について述べる。第3章ではアイヌ差別がどのようなものであったかということについて述べ、アイヌの人々がなぜ差別されてきたかの原因について述べる。第4章ではフィールドワークの結果、アイヌ文化の現在と未来について述べる。

第2章で述べた現代日本人種概念とアイヌ差別の歴史的関連について検討する。

第一章 アイヌ民族が形成されるまで

1-1 アイヌの歴史

アイヌを「本道の先住民族」と位置付けている北海道庁の『アイヌ民族を理解するために』(1990年発行、1996年改訂)のパンフレットの中に、「北海道におけるアイヌの人たちの居住年代は一万年くらい前までさかのぼれるとする説から、あるいは700年前からとする説など大きな幅があり、その学説は必ずしも一致していない」と書かれている。これは、とりとめがつかないが、この文章からもはつきりと読み取ることができるのは、「少なくとも700年前からはアイヌは北海道に先住していた」ということだ。歴史文献に現在のアイヌの先祖と特定できる人たちが登場するのが中世からであり、この点については学術的に認められたことであるため、事実だといえる。

いつの時代からアイヌ民族が存在し、どの様に生活してきたのかについては、アイヌの歴史（概説）の年表で知ることができる。残念ながら、アイヌの歴史に関しては、一部の研究者の努力に頼るのみで、多くの歴史資料や記録に基づく総合的な編纂がなされてはこ

なかった。また、日本の歴史の中で、アイヌ史の位置づけは、特別に曖昧なまま扱われている。将来、自然人類学、考古学、歴史学、文化人類学、さらには今まであまり研究が進んでいなかった法律学や政治学などの学問領域の観点からもアイヌ学を構築し、多面的な様相がさらに明らかになるよう、取り組んでいかなければならない状況である。

そんな中、1997 年に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ新法)が制定された。この新法が制定されて以来、さまざまな批判もあるが、国の法律のなかでアイヌを固有の言葉と文化を持った「民族」と定めたことの意味は、アイヌの人々にとってとても大きな影響を与えたものと言える。

近代日本がすすめた同化政策は、アイヌの土地を奪い、文化を破壊し、言語を奪略した。1899 年（明治 32 年）に制定されて以来、98 年間もの間「北海道旧土人保護法」はアイヌを劣った民族と扱い、アイヌ差別を合法化した。そのために長い間、アイヌは生活の困窮や就職・結婚などの日常生活の中で差別されてきた。

日本の公教育では、アイヌ民族の認識が教科書記述に端的に表れている。19 世紀当初から 20 世紀後半まで、日本の中央政権は、アイヌ民族に対し同化政策を押しつけてきた。それでも明治期から第二次世界大戦敗戦前まで使用された国定教科書にはアイヌを「土人」と表し、基本的にはアイヌは先住民族との認識が公的の教育で教えられた。戦後は、一転して国籍を持つ者「国民」としてだけその民族的属性やそれら集団に対する配慮を欠くこととなっていた。

アイヌ民族については、戦後 2~30 年、行政サイドでは無施策のまま過ぎ、追って生活格差是正の一環としての施策が現在まで続いている。わずか 50 年程前まで、ほとんどの日本国民がアイヌ民族は同化されたあるいはその同化されたことにも気づかない、「単一民族国家」幻想が蔓延していた。

新法は和人とアイヌの不幸な過去の歴史を乗り越え、それぞれの民族の歴史や文化を相互に尊重する多文化主義の実践や人種主義の根絶を目指しており、人権思想を根付かせ発展させようとする国連システムの取り組みに符合している。

一方、アイヌ新法は、アイヌの自発的発想を尊重したアイヌ文化が柱となっている。そして、1999 年 7 月に設立された財團法人アイヌ文化振興・研究推進機構の事業では、アイヌ語の復活や木彫り・刺繡などの伝承事業が取り入れられ、国内外とのさまざまなアイヌ交流事業にも助成金が出されるようになった。そしてまた、アイヌ文化が博物館の中だけでなく、現在も各々の地域で暮らしのなかに脈々と生き続けている。新法が制定された今

が、アイヌが民族としての誇りをもって自分たちの文化継承を行っている。

1－2 アイヌ文化の継承

アイヌ新法（「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」）が制定されたが、実際はなかなか厳しい現状にあった。新法の内容をみると、アイヌ民族の伝統、伝承基盤を復興し、日本に住んでいる人たちのアイヌ文化に関する理解を深める、そしてその理解を通して、アイヌの人々が堂々と気概をもって生きていけるような社会をつくろうというのが根底に流れている考え方である。

現在生きているアイヌ民族、アイヌ文化を次の世代に、さらには遠い未来に向けて、どういう風に伝え、発展させていくのかということが重要視されている。

そのひとつに、観光地での文化継承が重視されている。観光地というのは、北海道の白老地区である。白老はアイヌ観光でよく知られたところで、三世代にわたる観光活動によって自分たちの文化を保存・保護してきた。文化の観光化・商品化については多くの議論があるが、白老においては、観光地でしかアイヌ文化の生きる道は残されていなかつたのが現状であった。白老の観光史について簡単に説明すると、1881（明治14）年に明治天皇が北海道を視察の途中白老に滞在したとき、地元のイオマンテを披露した。イオマンテというのは、熊祭り、正しくは熊の靈送りの儀礼だが、実際には儀礼を伴わずに行つたいやゆるやらせであり、その際の踊りを披露しただけであった。当時のアイヌにとっては屈辱的なことだったと思われるが、このときすでにわかりやすいアイヌ文化の創造と演出が行われていたといえる。このできごとが、後の文化継承、とくに観光活動に大きな影響を与えたのである。

その後、1892（明治25）年の鉄道の開業に伴い、皇族や研究者が多く訪れるようになり、白老はアイヌコタン（アイヌコタンとは、アイヌの「集落」・「部落」という意味）として有名になったのである。当時は観光地として施設が整備されたのではなく、個人の家に招いて、いわゆる酋長という人物がアイヌの文化の説明をしたり、訪問者が多いときには近所の女性たちを雇い、踊りを披露したと言われている。そのような状況が大正初期まで続いた頃からアイヌ文化の商品化が見られ、アイヌ紋様をあしらったお盆。人形、パイプなどがお土産として販売されるようになった。さらに定番の木彫熊の生産販売が盛んになってくる。

しかし、ここで問題なのは、すでに文化の商品化あるいは生産の主体がアイヌではなく

シャモ（和人）の主導になっていたことで、このことが後に大きな事件に発展するのである。戦後、1963（昭和38）年ころから観光客の数が飛躍的に伸び、翌年の記録では56万人余りの観光客が白老アイヌコタンを訪れている。それによって町のほぼ中央に位置した小さなコタンが手狭になり、さらに以前より懸念されていたコタンに隣接した小学校の環境問題や、周辺の民家も密接になり、火災予防上の危険性などの悪条件が重なり、北海道から適切な場所に移転するように指導が行われた。それを受け、町に観光対策委員会が設置され、1965（昭和40）年に現在の場所に「白老ポロトコタン」として移設された。それによって運営が第三センターによる白老観光コンサルタント会社に移り、今までチセと呼ばれる伝統的家屋で解説を行っていた酋長たちは、一変して雇われの身となってしまい、収入面の格差が大きくなつたこと、生活空間とかけ離れた場所に押し込まれたことで、それまで独占的な人気を得ていた中心人物が、旧コタンに戻ってしまった。

しかし、長が去った後釜に座ったのは、隠居生活をしていたエカシ（じいさん）やフチ（ばあさん）たちだった。明治生まれでアイヌ語を母国語として育った最終世代で、当然のようにアイヌ文化を知りつくした人たちだ。当時の状況から考えて、その人たちがそのまま隠居生活を送っていたら、白老のアイヌ文化は継承されないまま封印されてしまつていただろうと言われている。

アイヌ民族博物館学芸員の野本正博氏は、著書「アイヌ文化を伝承する」のなかで「私はすべてにおいて観光が文化の復興を促すとは考えていない。しかし、明治以降、アイヌ文化は否定され消え去る運命にあったが、見る側の欲求により存在し続けてきたのは事実であり、皆さんに観光アイヌ文化を否定できるなにものもない。」と書いている。

しかし、ただアイヌ文化を利用する側にも問題があったため、大きな事件が起こった。コタンが移設した9年目に運営側すなわち白老町に対して、「白老町はアイヌを商品化・売り物にしている」といった内容の声明文をもつた青年が町長室に押し入り、時の町長を刺傷した。刺傷した青年は非アイヌであり、この事件にアイヌがどのように関わっていたのかは知る術もないが、少なくとも地元アイヌから観光アイヌに対する批判の声が大きかつたのは事実である。たしかに、主体性を失った観光アイヌは誰が見ても悲しすぎると感じるであろう。この事件を契機に、白老町のアイヌ観光は大きく変わった。アイヌ自らが運営の主体となり、財団法人を設立し、文化の継承と教育的普及活動に重点を置いた活動により、現在においては経済的にも自立した財団法人として認められるようになった。

これまでの道程は決して平坦なものではなかった。基礎となる文化を伝承してくれた世

代、そして観光アイヌと言われながらも自らの民族博物館を建て、文化伝承と観光を両立させた世代、それを引き継いだ三世代目の者たちが、今後いかにして現代に生きるアイヌ文化を創造することができるかにかかっているのである。

現存するアイヌ文化の多くは観光地のなかで継承されてきたものであり、そこには並々ならぬ努力があったと言われている。その成果として、1984（昭和 59）年にアイヌ古式舞踊が国の重要無形文化財の指定を受けた。観光地のアイヌ文化は単なる見せ物を扱う商売ではなく、今日的なアイヌ文化の継承と文化の創造に大きく貢献してきたのである。

1－3 アイヌ文化の今

アイヌ文化は大切だ、伝承や復興に協力しなければいけないなどというようによく言われているが、このように和人がアイヌ文化を尊重したり学んだりする理由は何か、あるいはどうあるべきなのか。

アイヌ文化は歴史的遺産として貴重だから大切なのかという疑問に対しては、よく世間で思われていることは珍しいから、貴重だからという理由がある。たとえば、「中緯度地域の狩猟採集民の文化として貴重だ」などというわけである。人間の文化や言語の多様性を研究することはとても重要なことだと考える。

しかし、その文化や言語の扱い手自身にしてみれば、自分たちが珍しいからとか貴重だとか、そんなこととは全然関係ないのだ。貴重だからというのがアイヌ文化を大切にする基本的な理由になるというのは間違っているということを確認しておく。また、差別されている人々の文化だから貴重だと言われているのがある。これはある意味でもっともなところがある。まず、現実に差別がありそれがアイヌの人々にとって切実な問題だということは認識されていることだ。アイヌの民族的アイデンティティーの確立、あるいはアイヌの歴史と文化の威信の確立のためにはどうすればよいのかということが重要だと考える。

さらに、近年ではアイヌ文化は素晴らしい、優れていると言われている。それはなぜかというと、アイヌ文化は自然と共生する文化であり、環境破壊といった現代文明のさまざまな問題に対する指針となるから大切にしなければならないのである。伝統的なアイヌ文化のなかには現代文明とは異なった自然への接したたがあり、その中には現代の諸問題の解決への道が含まれていると考える。また、今まで「低い」かのようにみられていた文化が「高い」文化の抱えている問題を解決する要素を持っているということになれば、アイヌ文化に対する世間の見方も変わる、ということを考えられる。アイヌ文化の威信を確立

する助けにもなり得るだろう。

アイヌ文化というものは今、伝統文化と現代の生活との結びつけたを自分たち自身で選択できる権利、アイヌ文化を「ふつうの人のふつうの文化」として日々の暮らしのなかで実践していくける権利でなければならない、ということを強調していきたいと言われている。

第二章 現代日本人種概念・差別概念について

2-1 差別の日常

「差別」について説明してある本や論文は数多くあるがその原因を明確に説明したものはない。市民社会を作り上げている前提や価値は一見普遍的であるが、それらが、ある人々を排除するかたちで、周縁へ押しやるかたちで機能しているのではないだろうか。人々の意識の中に、どのような形で偏見や歪められた知識や感情が生起するのか。また個別の地域の歴史をたどりなおすことから、なぜある場所に住む人々が差別を受けてきたのだろうか。

私たちが生活している毎日のなかで、差別という出来事と出会ったり、差別をめぐる言葉を聞いた瞬間に、私たちが思わず知らず、とってしまう“構え”であり“こわばり”とは差別問題の根源だとみてとれる。出来事の内容によっては、その場から急いで去っていこうとすることもあるだろう。そこまでいかなくても、差別という出来事や差別をめぐる言葉に向かって、私たちの身体や思考、感情、想像力が硬直したり、それまでに柔軟に動いていたものが、何かしらぎこちなくなったり、停止したりしてしまうことがある。

差別は、少なくともなくしていくべき問題だと考える。しかし、「問題」は、自分の暮らしから離れた、どこかで起こっている出来事として、私たちは理解しようとする。自分の暮らしのなかでは、できるなら起こってほしくないこと、起こるはずのないこととして理解しようとする。なぜ、私たちは、差別という出来事からできるだけ距離をとったり、その存在を否定するのだろうか。自らの暮らしのなかで、出会ったり、起こってしまう差別は、そんなにも邪険に扱うべき“厄介なこと”であり、“即座に否定すべきこと”なのだろうか。誤解を恐れずにいえば、差別への否定的な評価や邪険な扱いは、差別という出来事に対する不当なバッシングではないだろうか、と考える。こう考えた理由として第一に考

えられるものが、“とりつくろうことのしんどさ”だ。誰かから「あなたはこれこれの差別をした」と指摘される。自分にはまったく身に覚えがないし、なぜ指摘されるのかわからない。でも指摘には応えなければならないとする。そのとき私たちは差別に対して“とりつくろうこと”に専念してしまう。世の中に流布されている差別をめぐる常識を、または差別だと指摘する誰かや差別と闘い解放をめざす組織が持っている差別への処方を丸呑みにし、“指摘を理解し反省しているふり”、“変革しようとするふり”を相手にみせようとする。もし、指摘やその後の処方を自分が納得していれば、それはふりなんかではなく、充実感をともなった反省や変革として実感できていくだろう。「しかし、自分が納得していないところで、“とりつくろう”とすれば、それはやはり、とてもしんどいものではないか。そして、“しんどさ”への恨みが、指摘する誰かや組織、さらには差別という「問題」それ自体へ向けられ、ますます差別は邪険に扱われ、“関わると厄介で面倒な”「問題」となり、差別をめぐる一切を自分の暮らしから遠ざけ、切り離そうとする。差別という出来事と毎日の暮らしのなかで向き合うことはなく、差別はただ否定すべきものという理解だけが強化されていくのである。」と好井は述べている。（好井 2007: 18）

こうした“差別の日常”とどう向き合うかを考える。普段、私たちは、さまざまな人々や現実を排除しながら暮らしている。何気なく生活しながらも様々な出来事に出会い、様々な問題と向き合い生活している。排除や差別などは、やはり人権感覚に乏しい人々が引き起こす問題だと考える。普段の暮らしのなかで日常的に差別や排除が起こっているといわれても、すぐには理解できないことが多い。このように、差別というものが私たちの日常のなかでどのように現れ、それらとどのように向き合うことができるのか。差別というものは普段の生活のなかに様々な形で存在していると考える。私は差別というものをこう定義しておく。差別は「してはいけないこと」、「あってはならないこと」ではない。差別は「してしまうもの」であり、「あってはならないと思うが、そのためには、何をどのようにし続けたら良いのか」と自らが日常生活の中で考え、いろいろと実践するうえでの“意味ある手がかり”であると。差別は私たちが普段の暮らしや人生の行程を進めていくうえで、回避し得ない、というよりむしろなれば必然的に遭遇し、そのときにどのように捉え、どのように解釈するかで自分にとって差別する方を選択するか、差別はしてはいけないと理解するかでまた新たな何かを発見できるのではないかと考える。

2－2 差別とは何か

アルベール・メンミは「差別主義とは、現実上の、あるいは架空上の差異に普遍的、決定的な価値づけをすることであり、この価値づけは告発者が己れの特権や攻撃を正当化するため、被害者の犠牲をも顧みず己れの利益を目的として行うものである」と書いている。

(好井 1971: 226)

要約すると、「告発者」という言葉は、差別主義者は己の特権や利益を守り、正当化するために、相手がどう感じようがおかまいなく、差別的な攻撃を被害者に向けて行うというものだ。『差別原論』(2007: 40)で好井はこう述べている。

「これまで、私は、被差別部落で年配の人々や解放運動を実践してきた人々、そこで生活を営んできた人々、あるいは自立生活を営んでいる障害のある人々など、にいろいろな場面で生きてきた歴史を聞き取ってきている。お話をうかがうなかで、この定義が当てはまることが多い。“えげつない差別”的現実が語られることが多いのだ。」と。

この“えげつない差別”というものは何かと、1つ目の例を挙げる。滋賀湖北での聞き取りをしていた時の出来事である。村の近くで行商を生業にしていた女性の話をうかがった。時代はさかのぼるが、かつては自分たちが払ったおつりなどの錢を直接手で受け取らないでざるで受けていたというのが1つ目の例である。部落差別に関する歴史書によく書かれている典型的な差別の営みが現実にあったというのが事実だ。このことを知った時、彼らが暮らしてきた日常になまなましく存在し、当時生きていた差別の“えげつなさ”を実感したのである。

2つ目の例を挙げる。人々は出会い、お互いを愛し合い、結婚しようとする。その結婚しようと選んだ相手を親に紹介する。「いい人だね」とその時は受け入れられる。しかしその後相手が被差別部落出身であると知ったとたんに両親や親戚の態度は豹変し、怒り、泣き落とし、突き放し、ありとあらゆる方法を使ってでも二人の仲を引き裂こうとする。そうした親や親戚たちの“攻撃”に疲れたのか本人の気持ちも揺らぎ、“身内に祝福されない結婚”はしないほうがいいと、相手に別れを告げてしまう。親や親戚、兄弟がこれでもかと実践する差別主義。それに打ち負かされてしまう本人がいる、これが典型的な結婚差別に当たるのである。

差別を受けられる者は、存在をかけてそれに抗い、打ち払おうとする。一方、差別するものは、存在をかけて自らの差別を貫徹しようと画策する。意味はまったく異なるが、相互の存在をかけた闘いとしての差別。先に挙げたアルベール・メンミの定義は、この端的

な事実を言い当てており、差別とは何かを考えるうえでの、基本なのである。

こうしたなまなましく、“えげつない”差別の現実に何らかのかたちで触れるとき、私たちはどうのように考えるのか。どうなかたちで、私たちの日常生活世界、自らが普段暮らしている具体的な生活の現実と繋がりをつけようとするのか。あるいは、距離をとって「問題」として整理しようとするのだろうか。

2－3 差別する側、差別を受ける側、そして普通の人

普段、暮らしている現実と繋がりをつけようとするならば、えげつない差別の現実が、もし自分の暮らしのなかで、起こるとしたら、それはなぜ、どのようにしてだろうかと、生活の中身を詳細に検討し直すだろう。そして、少しでも差別の現実と似通っているようなものがあるとすれば、それを何とかして変革したり、修正したりする営みに向かうだろう。その営みに向かわせるのは、やはり、そんなえげつない差別をする人間に自分は絶対になりたくないし、家族や子どもたちもそのような人間にしたくはない、という強い思いではないだろうか。

一方で、「わあ、そんなにもひどいのか、えげつないな」と慨嘆しながらも、それを自らの暮らしの現実には近づけることなく、暮らしにまったく影響を及ぼさないようななかたちで絶妙な“距離”をとり、差別という「問題」を傍観する理解者として自らを位置づけようとする場合もあるだろう。そのとき、最も有効な道具が、差別一被差別という二分法だ。差別する側があり、差別を受ける側がある、という明快な二分法的なものの見方である。実際、差別をめぐる具体的な「事件」を考えるとき、そこには差別を受けて苦しむ人がおり、差別をした人がいることは確かである。ただ、新聞や雑誌、テレビやニュースの報道や書斎などを通してえげつない差別の現実に出会うとき、こうした二分法の見方をほぼ無意識にあてはめてしまうことで、私たちは、すでに「事件」という現実の“対岸”にいることになるのである。

硬直したかたちで差別一被差別という二分法を用い続けるとき、傍観者あるいは第三者としての「わたし」は、常に「事件」の“対岸”で、その有様を冷静に見つめることができる存在となる。

「私はとくにきびしい差別を受けた経験もないし、ひどい差別などしたことありません。その意味で普通の人間なのですが、そうした立場からいろいろお尋ねしたいと・・・」という一言が記述されている。(好井 2006)

この言葉は、解放運動の活動家をインタビューする評論家が語った冒頭の発言を挙げたものである。この発言は、何も気にせずに聞き流せば何も問題のないかのように思えるが、しかし実はとても重要な力の行使であると感じた。「厳しい差別を受けたこともない」、「ひどい差別をしたことない」。それが「普通の人間」だと。この発言の裏を返せば、「厳しい差別を受けたり」、「ひどい差別をする」のは「普通の人間」ではないというのか。つまり、差別というのは、「普通ではない」人間が生きている世界で起こるのだと。

この発言の背後には、明らかに差別—被差別、差別する側—差別を受ける側という硬直した二分法の見方がある。そして、この二分法と「普通であること」の権力があわせて用いられるとき、「普通の存在」、「普通の人間」 = 「差別とまったく無関係の存在」という図式が、かなりの説得力をもって私たちの日常に降りてくるのである。

2-4 日本人の人種概念が構築された起源は何か

「大日本帝国は単一民族の国家でもなく、民族主義の国でもない。否、日本はその建国以来単純な民族主義の国ではない。われわれの遠い祖先が或はツングウスであり、蒙古人であり、インドネシヤ人であり、ネグリイトであることも学者の等しく承認しているところである。帰化人のいかに多かったかを知ることができるし、日本は諸民族をその内部にとりいれ、相互に混血し、融合し、かくして学者の所謂現代日本民族が形成されたのである。」

「日本民族はもと単一民族として成立したものではない。上代においていわゆる先住民族や大陸方面からの帰化人がこれに混融同化し、皇化の下に同一民族たる強い信念を培わされて形成されたものである。」

上記の2つの文章は、いずれも太平洋戦争中の1942年に発表されたものである。前者は総合雑誌の巻頭時評で、後者は文部省社会教育局が発行した本の1部だ。

1970年代後半から、多くの論者が以下のように論じてきた。「明治以来の日本人は、自分たちが純粋な系統をもつ単一民族であるという、単一民族神話に支配されてきた。それが、戦争と植民地支配、アジア諸民族への差別、そして現在のマイノリティ差別や外国人労働者排斥の根源である」と小熊（1995／1999）は言う。

ここで2つの事実を確認する。1つは、戦前の大日本帝国は、多民族国家であったということである。1895年に台湾を、1910年に朝鮮を併合してもらい、総人口の3割に及ぶ非日本人系が臣民としてこの帝国に包含されていた。戦時中の「進め1億火の玉」という名

高いスローガンにうたわれた「1億」とは、朝鮮や台湾を含めた帝国の総人口であり、当時のいわゆる内地人口は7千万ほどにすぎない。諸民族が平等に共存している国家ではなかったが、そうであっても、事実として单一民族国家ではなかったのである。この1つ目の事実に関して疑問が生じる。朝鮮や台湾を喪失し、非日本人系が一気に少数となった戦後の日本で单一民族神話が通用したとしても、多民族帝国であった戦前において、单一民族という意識が成立したのだろうという疑問がある。

そして、もう1つの確認すべき事実がある。それは、これまで多くの单一民族神話批評が行われながら、それがいつどのように発生、定着したかの実証的研究は、ほとんどなかったということである。「日本人」はいったいいつから、自分たちを単一で均質な民族として描き出したのだろうか。それはどのような状況のもとで、どのような動機でなされたのだろうか。こうした研究は、日本の歴史を知るうえで重要なばかりでなく、民族の純血意識や均質な国民国家への志向、異民族への差別や排斥といった、現代の国際社会の大きな問題にも通ずることはいうまでもない。と（小熊 1995／1999）は述べている。

また、社会学者の福岡安則は、血統、文化、国籍いずれも「日本」とされる「純粋な日本人」のほかに、日系移民、帰国子女、帰化者、残留孤児、アイヌ、在日韓国・朝鮮人などさまざまな境界事例があることを類型化している。血統的に、「純粋な日本民族」などというものは存在しないと述べている。彼は、「日本は『単一民族社会』だという神話」を批判している。

小熊によれば、大日本帝国時代から戦後にかけての日本民族論の変遷が明らかになったと述べている。どのように解明されたというと、以下のようなになる。戦前の混合民族論の天皇観や日本民族観が、「先住異民族を征服し、現在の多民族帝国を統べる強大な帝王」「太古から多くの異民族を統治・同化した経験に富む民族」としていたことと、対照的である。これは、戦後の象徴天皇制や、敗戦による国際関係への自信喪失、そして戦争に疲れ「まきこまれるのはご免だ」という「一国平和主義」の心理と合致していた。それは、自国内の平和と安定のために、外界から「面倒ごと」が入ってくることを拒否する性質のものであった。簡単にすると、弱いときには単一民族論で身を守り、強大になると混合民族論で外部のものをとりこむという動きがあるということだ。

2-5 「日本人」という概念について

福岡安則は、「日本人」の類型枠組みを表1のように作っている。

類型	1	2	3	4	5	6	7	8
血統	+	+	+	-	+	-	-	-
文化	+	+	-	+	-	+	-	-
国籍	-	-	+	+	-	-	+	-

(福岡安則 『在日韓国・朝鮮人』より)

それぞれの類型は、血統・文化・国籍が「日本」であるものを+、ないものを-として分類されている。たとえば、類型1は、血統・文化・国籍とともに「日本」である、「純粋な日本人」。類型8は、その逆の「純粋な非日本人」である。類型2は、血統・文化が「日本」で国籍だけがちがう「日系一世」にあたる。以下それぞれ。類型3は帰国子女など「海外成長日本人」。類型4は「帰化者」、類型5は「日系三世」や「中国残留孤児」、類型6には「民族教育を受けていない在日韓国朝鮮人の若者たち」、類型7は「アイヌ民族」を、福岡はあげている。

福岡によれば、一般的に「日本人」概念は類型1にとどまりがちであり、血統・文化・国籍の3要素のなかでも「明らかに『血統』イメージの優位性がうかがわれる」という。

「日本人」概念が血統以外に広がってくれば、血統が異なる者でも権利を享受すべきだという観念が高まるはずなのに、「日本人」概念のせまさがそれを妨げているわけである。この認識が正しいとすれば、マイノリティを抑圧する元凶は、「日本人」が単一純粋の起源をもつ日本人だけで構成されているという単民族神話であり、日本民族の純血意識を打破すればよいことになる。福岡が、日本民族がアジア諸民族の混合であることや、新撰姓氏録の渡来人などをあげているのも、そうした理由からだろうと言われている。

しかし、戦前の論調において混合民族論が支配的であり、それが同化政策を正当化していたことは、すでにみてきたとおりである。では、戦前の混合民族論は、「日本人」概念を血統によって限定する単一民族神話を超えたものであったのだろうかと言われているが、そうではなかった。それは、そのかたちのうえでは戦後の単一民族神話と異なるが、その機能においては共通のものをもっていた。大日本帝国は、すでに実態において多民族帝国であり、そのまでの単一民族神話を許さなかった。その場合に、とりうる道は3つしかないと言われていた。

第1の可能性は、異民族地域を放棄し、国家の実態を単一民族国家（と思えるもの）に

してしまうことである。戦後の日本は、みずからの意図ではないにしろこの道をとった。しかし、戦前においては領土の放棄など論外とされていた。

第2の可能性は、帝国内の異民族をあくまで日本民族と異なる存在として扱い、「日本人」から排除してしまうことである。これによって日本民族の純血を信奉するという態度が可能になるのだが、それは国内にいる非日系臣民を、異民族まま放置することになる。戦後の日本のように、非日系人が少数であれば、放置したまま無視できただろう。だが、総人口の3割を非日系臣民が占める大日本帝国にとって、これは逆説的ではあるが、自分たちと明確に異なる他者が国内に存在する事実を認識させられることにほかならなかったのである。

自分たちとちがう他者の存在を認めること。この認識ののちはじめて、2つの選択が開ける。1つは、それを差別し排斥することである。もう1つは、両者の差異をこえた普遍的なものを探ることである。普遍的なものに問題がないかどうかはここでは措くとして、民族の枠をこえた、人類の平等や人権といった理念はそのちにはじめて発生するのである。

ところが、第3の可能性である戦前の混合民族論の論理は、このどちらでもなかった。国内や進出地域の民族は、太古に日本民族の血縁であるとされた。そこでは、福岡のいう「類型4」と「類型1」の差異はなしくすれにされ、「類型7」と「類型1」の差異も矯正不可能ないどのものに縮小されてしまう。あとは、その矯正可能な差異（日本語を話せないなど）さえ強制的に消滅させればよい。それは、異民族の他者性を失わせ、「出来そこないの日本人」に変えてしまうトリックであった。

すでに述べてきた社会学の分析が、日本の同化政策論にあてはまらない理由も、ここにある。これらは、異民族同士の関係、すなわち差別的にあれ平等的にあれ、たがいが相手を異なる存在と認識したうえでの関係を分析するものだ。ところが、混合民族論にのっとった日本の同化政策論は、相手を血縁関係としており、明確な異民族とみなしていなかつたのである。

混合異民族論は、多くの日本知識人に、支配を支配として感じさせなくする役割を果たした。露骨な差別や権力支配を批判した論者は決して少なくなかったが、その多くは混合民族論によって、同化政策を推進することが差別の解消であり、人種主義をとる欧米にくらべ日本は倫理的にまさっているという論調に流されてしまった。日本の同化論は、単純な人種主義ではなく、むしろ人種主義をのりこえたいと思い込んでいる。だからこそ、戦

後にそれを差別として批判されても、十分に自覚することができない。

混合民族論は、「血統意識から分離した国籍や人権の概念を成立させない点において、戦後の单一民族論と機能的に同じである。はじめから差異を認めていない相手との関係に、血統から分離した権利の概念が発生するわけがない。逆に言えば、そうした人権概念を生れさせない仕掛けが、混合民族論なのである。」と小熊は述べている。

第3章 アイヌ差別

3-1 「アイヌ差別」

「アイヌ差別」を簡単に述べることはできない。地域によっても差別の内容は異つてくるし、男性・女性の性差など差別にもさまざまな差別が存在している。

「アイヌ差別」の歴史的・社会的要因を考察していく。「アイヌ差別」についての公的調査はこれまでに北海道庁と東京都庁により行われている。いずれの結果でも今も差別が依然としてあることが明らかになっている。下記にそれらの調査結果を添付する。

まず、北海道の調査から表記する。道庁は「ウタリ生活実態調査」を1972年（昭和47年）、79年（昭和54年）、86年（昭和61年）、93年（平成5年）の4度、実施している。道内在住のアイヌの生活全般の実態把握が狙いで、差別の項目は86年調査から新たに付け加えられた。他の主要項目の結果と併せて紹介していく。

〔北海道ウタリ生活実態調査〕（86年→93年）

・人口	——	7168世帯→7328世帯
		2万4381人→2万3830人
・居住地	——	日高 42.6%→39.0%、胆振 27.0%→30.8%
		石狩 7.9%→9.1%、釧路 8.6%→7.4%
		根室 4.8%→4.8%、十勝 4.0%→3.8%、など
・就業	——	建設業 22.7%→22.3%
		漁業 23.3%→22.2%
		サービス業 9.9%→13.1%
		製造業 6.4%→9.7%
		農業 15.5%→9.4%

卸売・小売業 8.8%→8.6%

その他

上記の調査結果をみるとかなり顕著な変化が見られる。農業の大幅落ち込み、それに代わるサービス業と製造業の増加が目立っている。農業は、戸数で見ると約14%も減少しており、一戸当たりの農用地面積は3.44ヘクタールで全道平均のおおむね半分しかない。

・進学率——高校進学率 78.4%→87.4%

全道 94.0%→96.3%

大学進学率 8.1%→11.8%

全道 27.4%→27.5%

高校、大学のどちらかもかなり向上はしてきているのだが、全道の率と比べるとまだまだ格差が見られる。

・生活保護——「需給したことがない」 81.0%→88.0%

「以前に受けた」 12.0%→6.0%

「現在受けている」 7.0%→6.0%

同・全道 6.09%→3.88%

これも改善が読み取れるが、まだ全道と比べてまだまだ格差がある。

・生活意識——「多少困る程度」 44.0% (93年道民調査 39.1%)

「とても苦しい」 33.0% (同上 9.7%)

「少しゆとりがある」 20.0% (同上 45.6%)

「豊である」 1.0% (同上 4.3%)

(小笠原 2004)

道民一般との格差が歴然としているのが分かる。特に、3分の1のアイヌ世帯が「とても苦しい」と答えているのは、看過できない。

まず、86年の調査の結果について述べる。78%までが「差別を受けたことがあった」「自分に対してはそれほどではないが、一般的に差別があった」とし、そのうち85.5%が「現在でもある」と答えている。内容では、結婚と地域におけるものが圧倒的で、学校、就職がそれに次いでいる。

最近（6、7年前から）において、何らかの差別をうけたことがありますか

区分	実数(642人)	構成比
1. 差別を受けたことがある	47	7.3
2. 自分に対してはないと、ほかの人が受けたのを知っている	65	10.1
3. 受けたことがない	398	62.0
4. わからない	90	14.0
5. 不詳・無回答	42	6.6

どのような場面で差別をうけましたか（%）

区分	構成比（112人）
1. 就職のとき	9.8
2. 職場で	17.9
3. 結婚のこと	23.2
4. 学校で	42.0
5. 交際（つきあい）のこと	10.7
6. 行政（国都道府県市町村）から	0.9
7. その他	13.4

*複数回答

どのような差別をうけましたか（%）

区分	構成比（112人）
1. アイヌを理由に交際、結婚を断られた	17.0
2. アイヌであると指摘され、馬鹿にされた	25.0
3. 身体的特徴、容貌について指摘された	6.3
4. その他	18.8
5. 具体的記入なし	31.3

*複数回答

差別をなくすためには、どのようにすれば良いと思いますか（%）

区分	構成比（112人）
1. 社会教育、学校教育の場で正しい教育を行う	18.8

2. 啓発活動により理解を得る	5. 4
3. 生活の格差を是正する	1. 8
4. アイヌ自身の生活態度や気持ちの問題	5. 4
5. 話し合いにより相互理解を図る	26. 8
6. マスコミなどで大きく取り上げない	1. 8
7. その他	6. 3
8. 具体的記入なし	34. 8

*複数回答

(1994年(平成6年)「北海道ウタリ生活実態調査」より)

次に、94年の調査結果について述べる。「最近(6、7年前から)、何らかの差別を受けたことがありますか」との質問に、「差別を受けたことがある」7.3%、「自分に対してはないが、他の人が受けたのを知っている」10.1%、「受けたことがない」62.0%——で、一見すると前回調査とずいぶん異なる。しかし、「最近」という制限がつけられたことで、数字が大幅に減ったものだと考えられる。

つまり、「どのような場面で差別をうけましたか」との質問には、「学校」42.0%を筆頭に、「結婚」23.2%、「職場」17.9%と続いており、過去のことが「最近」という条件で表面の数字に表れなくなったようである。差別の具体的な内容では「アイヌであると指摘され、馬鹿にされた」が25.0%とトップで、以下「アイヌを理由に交際、結婚を断られた」「身体的特徴、容貌について指摘された」が続く。

解決策については、「話し合いにより相互理解を図る」26.8%「社会教育、学校教育の場で正しい教育を行う」18.8%が特に求められた。

次は東京都の調査結果を表記する。内容に入る前に、なぜこの調査を東京都が実施したかの経緯について説明する。アイヌは北海道だけでなく東京にも居住しているからである。「アイヌ問題」というのは決して北海道に限定された問題ではない。しかし、調査実施までには、アイヌの人の大変な苦労があったと、『アイヌ差別問題読本—シサムになるための一』(小笠原 2004 197項)に書かれている。それは、東京と近辺のアイヌの人たちの組織・東京ウタリ会(関東ウタリ会の前身)のメンバーたちが、都庁や都議会を何度も訪れ、働きかけた。その結果、やっと東京都が予算付けをした。しかし、調査自体はアイヌの人たちの手でなされた。1975年(昭和50年)に出された第一回分の報告書のあとがきに、このような文章があった。「われわれは『ウタリ』の口から口、手から手を通して『ウタリ』

の住居を手さぐりでもするかのように探し求めていかなければならなかつた。また、故郷北海道の『ウタリ』の力を借りることによって、調査対象の範囲を広げていかなければならなかつた。——ときには、語られる内容のあまりの生々しさの、記録にとどめることをためらうこと多かつた」と書かれている。

それまでなにもふれられてこなかつた「アイヌ問題」についてやつと調査されはじめたが、それは本当にゼロからの出発であった。しかし、こうした結果が、同胞だからこそ聞ける貴重な話まで掬い上げる結果につながつたのである。1975年のは、1989年（平成元年）に二回目の調査報告書（いずれも東京都企画審議室発行）がまとめられたものだ。北海道の調査とは異なる、東京ゆえの特色にできるだけ焦点をあてて表記していく。

〔東京在住ウタリ実態調査〕（1975年、89年）

・人口——[75年]401世帯、679人

[89年]調査対象 518世帯、863人

調査不能 111世帯、349人

有効回収 407世帯、514人

これに、75年調査との関わり（調査の認知、諾否など）や世帯数と人口の関係から、89調査では在京アイヌの世帯員総数を、約2700人と推定している。首都圏全体ではさらに相当な数に上がる。世帯の形態では、単身世帯42.3%を占め、〔夫婦のみ〕15.2%、〔夫婦と未婚の子〕34.4%だ。単身世帯が都民世帯では27.4%なのと比べて極めて多いのが目立つている。

・地域——[75年] 都内23区・281世帯

三多摩地区・120世帯

ほぼ都全域に散在しており、特定地域への集中はない。

・上京——

[75年] 1955年（昭和30年）以降に上京した人が91.9%まで占め、高度経済成長との関連を強く示唆している。上京理由は道内での生活苦から抜け出すのと、差別から逃れることがであることが浮き彫りになった。

[89年] 18歳が17.1%で群を抜いて多く、15歳から19歳までで43.9%を占める。20歳を加えると上京者（451人）のちょうど半数である。上京理由は先ほど挙げた2つの理由が群を抜いて上位を占めていた。

・生活——

[75年] 95.0%までが借家生活。対象世帯の48.2%までが1部屋で、風呂場のない世帯も60.6%もあった。身体的特徴から公衆浴場にためらいを感じている人が多く、住居でも苦悩が深いと調査に当たったアイヌの人たちは感じたという。

[89年] 生活保護世帯は2.3%で道内アイヌと比べるとずっと少ないのだが、都内の1.6%の1.4倍になる。暮らしやすさについては、北海道と東京を比較した質問があり、10項目のうち「東京都のほうが暮らしやすい」という回答が「北海道のほうが暮らしやすい」を上回ったのが「就職」「収入」「教育・学習」「物価」「趣味・教養」など7項目あり、北海道が上回ったのが2項目、ほぼ同数が1項目で、東京のほうが暮らしやすいということがわかる。

・学歴――

[75年] 義務教育を修了していない成人が、1割以上もいた。学校でのアイヌ差別が背景にある。また、義務教育修了を最終学歴とする人が、6.0%にも上がった。

[89年] 75年とほぼ同じ傾向にある。最終学歴は、小学校7.9%、中学校59.8%で、両者合わせて66.7%。これが都民では20.8%に過ぎず、際立った対比を示している。高校が26.0%（都民39.4%）、大学は6.3%（都内24.2%）だ。報告書では、「この学歴の差は、今日の在京アイヌの生活にさまざまな影響を与えている」と分析している。

・雇用――

[75年] 3分の2の人が雇用されていてそのほとんどが零細企業で、しかも不安定な雇用関係にあった。

[89年] 第二次産業が49.5%もあり、第三次産業が47.2%、第一次産業は1.5%と、道内とはこれも大きく異なっている。ただし、都民は第三次産業が63.5%を占めて上位だった。

・差別――

[75年] 過去に差別を受けたことがある人は回答者の8割以上に上り、差別件数は1人当たり2.2件を挙げ、そのうち19.2%が東京での体験であった。内容は、教育「に関する差別（226件）の大部分が北海道に集中しており、東京では、交際関係32.4%、結婚関係27.9%、就職関係24.6%、などが上位だ。差別の具体的な主な内容は次の通りだ。

- ・「アイヌだと馬鹿にされた」（26件）
- ・「（就職で）理由を話されずに採用されなかった」（12件）
- ・「アイヌであることで縁談が破断となった」（12件）
- ・「アイヌであることで結婚差別を受けた」「人間扱いされない」（各8件）

・「(行政により) 土地をとりあげられた」「子供の時、和人の大人は自分の子供と遊ばせなかつた」(各 6 件)

・「毛深いと仲間外れにされた」「アイヌであることを理由に離婚された」(各 5 件)

[89 年] 具体的な 7 項目に分けて調査を行っている。

「差別があつた」という回答比率が高かつたのは、「学校」の 67.6%を筆頭に、「交際(つきあい)」の 38.1%、「就職」の 37.4%などで、以下、「結婚」19.9%、「行政」12.6%、「就職」10.0%といった順の結果となっている。

具体的な内容では、「あつ、アイヌがきた、などと言われて仲間外れにされてきた」「生徒も教師もアイヌを馬鹿にし、自分たちも仕方がないと思った」「名前を呼ばないで、アイヌと呼ぶ」「石をなげつけられることなどは常にある」(学校)、「交際していた相手の家族から、付き合わないでほしいと言われた」「アイヌと付き合うのは嫌だ。といわれた」(交際)、「アイヌ、アイヌといわれ、会社の風呂に入れなかった」「アイヌだから仕事がのろい、と言われた」(職場)、「アイヌと結婚するばかがいるかと言われた」(結婚)などで、「その他」を含めた 7 つの場面で何らかの差別を受けたと答えた在京アイヌは、全体の 72.4%にも上つた。どの世代でも、だいたい 7 割前後の人々が上京後に差別を受けていたが、東京出身者(40 人)は 35.0%と半減し、道内と東京という出身地により大きな差が出ている。

道内と東京各 2 つの調査結果を表記した。これで浮き彫りになるのがまず、生活面では学歴の低さや過去の歴史的経緯からくる生活苦だ。東京では単身世帯も目立つ。高度経済成長以降、生活の改善と差別体験から逃れるために上京しながら、その期待が裏切られている様子が推測できる。差別は道内、東京いずれにも根強いものがあり、学校での排除体験から始まり、就職、結婚などの人生の重大事に際して、アイヌという血の問題が否応なくクローズアップされることが、読み取れる。こうした差別の根源を明らかにするのは、とても難しいことだと考える。歴史的には日本版“中華思想”と異端を排除する概念、それによって圧迫され搾取され続けた結果のアイヌの窮屈化、自身の喪失などが考えられる。でも、すべての根源は差別する側にあると考える。異質なものを排除する私たちの性向は、現代社会ではいじめ現象となって学校や職場で問題化している。“純粹”であり“同質”かつ“単一”な起源を共有する民族という概念が極めて危険な一面を持っているということに気付かされた。異質なものこそが健全で豊かな社会の発展に必要になってくると考える。

(小笠原 2004: 192 項)

3－2 アイヌ差別と人種概念の関連性

アイヌ差別と人種概念の関連性は、アイヌの側からの北海道開拓の捉え方や、和人の侵略をただしく位置づけるような歴史の教育が実際にはまだないのではないかと言われている。私自身もそのような教育を受けたことがないため、無知、無関心だった。

アイヌの人が述べている主張を、朝日新聞が、昭和52年（1977）に載せているが、「日本国家は、アイヌを日本人としながらも、アイヌによる開拓の事実を無視し、しかも征服者和人の侵略をただしく位置づけていない。アイヌ民族からことばを奪い、文化を壊滅寸前に追い込んでいるなどの認識が、アイヌのあいだに増しつつある」、とあるのを読んだ。これを読んだ者は、アイヌが言う「開拓の事実を無視する」、「征服者和人の侵略」、「アイヌから言葉を奪った」、「文化を壊滅寸前に追い込んでいる」、といった主張を理解することができるが、これを知らないものはアイヌの主張など到底理解することはできなかった。

学校教育のなかで、教材であれ教科書であれ、北海道のなかでも適当な質と量で、アイヌ民族の歴史、シャモとのかかわりの歴史、北海道におけるアイヌの歴史が教えられていない。現状としては、とても悲しい事実である。しかし、学校以外の場で教育されるアイヌは、「アイヌ」といっていじめられることがあったり、さげすまれることがったり、不平等な立場を強いられることがあったりということで、現実に生活するなかでこれらが教えられる。あやまった出版物によっても教育される。こういったことが日本人の人種概念を構築するなかでつくられてきた差別概念というものだ。

3－3 「アイヌ差別」をどのような歴史的脈略で捉えるか

アイヌ差別の実態は、近代国家への出発という課題を負った明治時代の急速なアイヌ同化政策ないしはそれ以前にまで、遡って、歴史的、社会的に究明される必要があること、また、アイヌ差別解消のための長期にわたる努力が今もなお続けられている。

「急速な同化政策」とあるが、この政策をとったのは、「明治時代」ではなく「明治政府」だ。その当時北海道には植民政策によって廃盤置県に伴う食いっぱぐれの武士や農業移民などが送り込まれてくる。移民は政府の口車にのせられて移民される。かれらは、アイヌをいじめようとか搾取しようと思ってくるわけでないのだが、来てしまってから周囲の状況から、そこへ追い込まれていく。すべてまとめて言えば「時代」がそうさせたのかもしれないが、基本的には、アイヌに対する同化政策は明治政府が強行したことだ。

第4章 考察・フィールドワークの結果

4-1 アイヌ文化のこれから

アイヌ文化は、近代以降のアイヌの人たちを取り巻く社会環境が大きく変容したなかにも、今まで連錦と受け継がれてきた。その伝統文化の継承とともに、さまざまな取り組みにより、新たな文化が創造されている。こうした活動は、1997（平成9）年の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の制定により、より活発なものとなっている。

現在、「アイヌ文化の伝承・保存活動にいろいろなかたちで携わる人たちが製作した作品を展示・公開することにより、今現在のアイヌ文化の様相、さらには未来に向けてのかたちを広く紹介するもので、アイヌ文化の振興に大きく寄与するものと考えている。」と、亞財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の方は述べておられる。

アイヌ文化の今後の普及活動や文化の受け入れ方をどのように伝えていくかという疑問に対して、数々の言葉をいただいた。今回は、アイヌ工芸品展に出展した際に出展者の方が述べた言葉を表記していく。

上野 千枝子氏〔アイヌフチと呼ばれている・アイヌ文化伝承に貢献〕

ウポポ（歌。踊りをいう地域もある）やリムセ（踊り）、木彫、刺繡と、アイヌ文化伝承活動を楽しんで続けています。なかでもアイヌ民族の楽器トンコリ（3弦または5弦の琴）は北見市常呂町まで仲間たちと通いながら、伝承者（金谷英二郎さん）から学びました。その経験が木彫製品（小物、アクセサリー等）作りの幅を広げることにも役に立ちました。演奏も富田友子先生から教わり、伝統曲を何曲か弾けるようになりました。

アイヌ文様の存在感、意味等、自分自身を自覚する大切さも学び、大きな影響を与えてくれました。アイヌ文化の伝統を守り、次世代につなげたいと願い、これからも作品づくりに励みます。

川上 哲氏〔北海道アイヌ協会旭川支部長（アイヌ協会元理事・アイヌ文化振興・研究推進機構元役員）〕

出品した作品は「絆」と「座る物」の2点です。特に「絆」は、今、現代社会に欠けている家族の関係を表現してみたもので、樹鈴を中心にアイヌ文様を現代風に彫りました。

トウムシはアイヌ民族の彫物の中では古くから製作されているものです。各自の気分で、いろいろなバリエーションに変化することができ、飾っていても飽きがこないと思います。「座る物」は名前のとおり、玄関、部屋などにおいて座ってみたり、洋服やコート掛けにしたり、あるいは花台等に使用したりして楽しんでくれれば、私自身も嬉しい気分になります。

これからもいろいろな物、特に使用して楽しいものを製作し、手に入れた人が楽しんでくれるような物づくりをしていきたいです。

私たちの表現を通してアイヌ文化の「こころ」に触れ、「現在（いま）から未来（あす）へ」に込められた未来のメッセージを感じ取ってほしい。

貝澤 真紀氏〔北海道平取町在住 アイヌ文化伝承活動に貢献〕

アイヌとして生まれ、今私が1番大切に想うことは文化伝承です。私は二風谷で生まれ育ち、小さな頃はアイヌとシサムの違いもわからず、何の違和感もなくアイヌ語を聞き、工芸を見て育ちました。物心のついた頃には父の目を盗み、彫刻刀を遊び道具にして、よく叱られたものです。その遊び道具だった彫刻刀がいつのまにか自分を表現する1つの道具となっていました。そして私に文化伝承者として生きる道を選択させていました。

私には、シサムとして生きる道もあったのだけれど、この先、私の選択は正しかったと思える物づくりに取り組みたいと思います。

この先、若手作家が少なくなり、大変な時を迎えることのないよう、今の私達がより多くの作品にたくさんの想いを込めてることで、より多くの人々にアイヌ民族を理解してもらうようにしたいです。そして私がフチと呼ばれる時も、私の大好きなアイヌ工芸を続けていたいと思います。

政策や世相によりアイヌのおかれた状況は変化し、経済活動の1つである工芸品の政策は、当然のことながら市場の動向と無縁ではなかった。工芸についてはまだ総合的な調査研究の域に達していないが、これを含むアイヌ文化研究は、今日進展しつつある。

1990年代以降、それまでの史観を脱した近世史の見直しや、公文書や新聞記事等を含む近現代史料の掘り起こしなどが盛んになってきている。若手や在野の研究者のひろがりとともにアイヌ自身により、これまでとは違った視点からの、そして詳細な調査研究が進められている。工芸についても新たな情報が得られる可能性が高い。

研究の成果は公開され、展示活動や普及事業に活かされ、アイヌ文化への理解・関心が深まり、アイヌ文化の担い手たちに還元されていくことと思う。博物館や美術館での収集を含め、工芸品の市場が広がれば多様なニーズも出てくる。

今後は、「アイヌという概念にとらわれることなくあらたな文化の1つとして多くの人々にアイヌ文化というものを知ってもらいたい。そして、少しでもアイヌというイメージが今までのものとは違うものへと変化していくことを望んでいる。」と斎藤玲子氏（北海道北方民族博物館主任学芸員）はおっしゃられていた。

4－2 アイヌ問題の現状と未来

アイヌ文化、アイヌ差別について今日までも和人にたいする要望や批判は数多くあったと思うが、今を生きる私たちに向けて何か伝えておきたいことはあるかという私の疑問に対し、秋辺氏は下記のように述べている。

日本人が差別したって簡単にいってしまうと、ここにいる人も差別してしまったかと、そんな錯覚に陥るが、責任の所在が違う。国の責任。それから地域社会の責任と個人の責任。全部別だ。差別したこともない、アイヌも知らない人間に、お前が差別したんだっていったところでこれは話にもならない。だから、国の責任においてアイヌ側から言っているのは、アイヌの新法を作ってくれとか人権問題のことでアイヌは国に対してたくさんのことと言ってきた。しかし、言う側にも責任がある。非常に重たい責任がある。そんな生意気なことを言うんだったら、「お前何かやってみれ」と言われたら終わりだ。だから頑張ってやらなくてはならないし、やれるようになったらどんどんアイヌ側からそういう発言をしていくだろうし、提言できるだろうと思うから、その時は一人ひとり日本国民が、なるほどアイヌの言うことが本当だな、という風に素直に耳を傾けてもらえる日本社会ができいたら、どんなにこの環境破壊とか国際社会に貢献できるだろうなという考え方を今持っているけど、そこまでしかない。何か貢献できることはないかと日々模索している。

(秋辺 1997：22)

秋辺氏は、アイヌ文化が日本の社会の中にとけこんでいけばいい、そうすることで日本社会のなかでのアイヌ文化というものが構築され、さらに社会のなかで生き続けるのではないか、非常に前向きなことを述べている。

おわりに

本論では、アイヌ差別にみる現代日本人の人種概念についてアイヌ差別と私たち日本人の人種概念をもとに考察してきた。序章にあるように、アイヌの人々はこれまで、先住民族として和人とともにこの北海道の地で生活してきた。アイヌの人々が先住民族であるにも関わらず、和人から差別を受けてきたのはなぜか。アイヌの人々は、なぜ差別を受けなければならなかったのか。アイヌ差別というものはどのような実態であったのかということを、我々日本人の差別概念をもとに考察した。

第1章では1997年に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ新法)が制定された。この新法が制定されて以来、さまざまな批判もあるが、国の法律のなかでアイヌを固有の言葉と文化を持った「民族」と定めたことの意味は、アイヌの人々にとってとても大きな影響を与えたものと言える。また、アイヌ文化を今後どのようにしていくかということについては、アイヌ文化というものは今、伝統文化と現代の生活との結びつけかたを自分たち自身で選択できる権利、アイヌ文化を「ふつうの人のふつうの文化」として日々の暮らしのなかで実践していく権利でなければならない、ということを強調していきたいという願いがある。

第2章では、現代日本人の人種概念と、差別の関連性について述べたが、差別は「してはいけないこと」、「あってはならないこと」ではない。差別は「してしまうもの」であり、「あってはならないと思うが、そのためには、何をどのようにし続けたら良いのか」と自らが日常生活の中で考え、いろいろと実践するうえでの“意味ある手がかり”であると。差別は私たちが普段の暮らしや人生の行程を進めていくうえで、回避し得ない、というよりむしろなれば必然的に遭遇し、そのときにどのように捉え、どのように解釈するかで自分にとって差別する方を選択するか、差別はしてはいけないことだとすべての人が理解することで差別というものは減少すると考えられる。しかし、日本人の人種概念は「日本民族はもと単一民族として成立したものではない。上代においていわゆる先住民族や大陸方面からの帰化人がこれに混融同化し、皇化の下に同一民族たる強い信念を培われて形成されたものである。」という概念が強い。たとえば、1つの団体に所属している者がその団体に所属していない者を排除するというようなことが今の私たちの状況でもよくあることだ。これが日本人の人種概念が構築された起源なのではないか。

第3章ではアイヌ差別がどのようなものであったかということについて述べ、アイヌの

人々がなぜ差別されてきたかの原因について述べる。第2章で述べた現代日本人種概念とアイヌ差別の歴史的関連について検討したが、アイヌ差別は異質なものを排除する私たちの性向は、現代社会ではいじめ現象となって学校や職場で問題化している。“純粹”であり“同質”かつ“単一”な起源を共有する民族という概念が極めて危険な一面を持っているということに気付かされた。原因はさまざまな要因があるが、1つは和人という枠組みの中にアイヌの人々は属していないということが差別をされてしまう原因の1つではないか。

アイヌの人たちに対する、消そうと思っても消せない迫害の長い歴史が和人側には厳然としてある。とすれば、アイヌ差別は少なからずとも和人側に責任があるはずだ。この歴史を直視し、アイヌの人々の声に耳を傾け、協力していくことが私たちには必要である。

参考文献・資料

- アイヌ文化振興・研究推進機構編 (2003) 『アイヌからのメッセージ：ものづくりと心』
アイヌ文化振興・研究推進機構編 (2007) 『アイヌからのメッセージ 2007：現在から未来へ』
小笠原信之 (2004) 『アイヌ差別問題読本[シサムになるために]』
奥田統己、小川正人、中川裕、本田優子、計良智子、大谷洋一、秋辺日出男 札幌学院大学人文学部編 (1997) 『アイヌ文化の現在』
小熊英二 (1999) 『单一民族神話の起源〈日本人〉の自画像の系譜』
萱野茂 (1998) 『アイヌ文化を伝承する』
木村駿、相場均、南博編 (1972) 『現代人の病理一人間関係の臨床社会心理学一』
計良智子、計良光範、河野本道、田中美智子、成田得平、猫宮さえ子、花崎晃平、村山トミ、山田順三 (1998) 新版『近代化の中のアイヌ差別の構造』
西川長夫、松宮英治編 (1999) 『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』
藤村久和著 (1985) 『アイヌ、神々と生きる人々』
横山孝雄編 (1995) 『アイヌ民族の歴史：差別・抑圧と誇り』
好井裕明 (2007) 『差別原論〈わたし〉のなかの権力とつきあう』
北海道庁編 (1990年発行、1996年改訂) 『アイヌ民族を理解するために』
北海道庁編 (1972年、79年、86年、93年) 『ウタリ生活実態調査』